

大和市告示第180号

大和市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱を次のように定める。

平成27年9月30日

大和市長 大 木 哲

大和市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高等学校を卒業していない（退学を含む。）ひとり親家庭の親が高等学校を卒業した者と同等以上の学力を有すると認められる高等学校卒業程度認定試験（以下「高卒認定試験」という。）の合格を目指す場合において、民間事業者等が実施する高卒認定試験の対策講座を受講するために要する費用等に対し給付金を支給する事業（以下「事業」という。）を実施することにより、当該ひとり親家庭の親の学び直しを支援し、より良い条件での就業又は転職につなげていくことを目的とする。

(対象者)

第2条 事業の対象者は、本市に住所を有するひとり親家庭の親（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項の配偶者のない者で現に児童を扶養しているものをいう。）であって、次の各号のいずれにも該当するもの（以下「対象者」という。）とする。

- (1) 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給を受けていること、又はこれと同等の所得水準であること。
- (2) 事業による給付金の支給を受けようとする者の就業経験、技能、資格の取得状況、労働市場の状況等から判断して、高卒認定試験に合格することが適職に就くために必要であると市長が認める者であること。
- (3) 原則として、過去に事業による給付金の支給を受けていないこと。

(対象講座)

第3条 事業の対象となる講座は、高卒認定試験の合格を目指す講座（通信制講座を含む。以下同じ。）であって、市長が適当と認めるものとする。ただし、高卒認定試験の試験科目の免除を受けるために高等学校に在籍して単位を修得する講座を受け、高等学校等就学支援金制度の支給対象となる場合は、事業の対象としない。

(支給額等)

第4条 事業による給付金の支給額は、次の各号に掲げる給付金の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 受講修了時給付金（対象者が対象講座の受講を修了した場合に支給する給付金をいう。第8条において同じ。） 対象者が対象講座の受講のために現に支払った費用に10分の2を乗じて得た額に相当する額。ただし、当該額が100,000円を超える場合の支給額は100,000円とし、4,000円を超えない場合は受講修了時給付金の支給は行わないものとする。

(2) 合格時給付金（受講修了時給付金の支給を受けた者が受講修了日から起算して2年以内に高卒認定試験に全科目合格した場合に支給する給付金をいう。第9条において同じ。） 対象者が対象講座の受講のために現に支払った費用に10分の8を乗じて得た額に相当する額。ただし、受講修了時給付金に合格時給付金を加えた額が500,000円を超える場合は、受講修了時給付金及び合格時給付金の支給額の合計額は、500,000円とする。

2 前項の規定により算出した支給額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

（費用の算定）

第5条 給付金の対象となる費用は、受講者が現に支払った費用として受講施設の長が証明する次に掲げる費用とする。ただし、支払方法は問わないものとする。

(1) 入学料（対象講座の受講の開始に際し、当該受講施設に納付する入学金をいう。次項において同じ。）

(2) 受講料（対象講座の受講に際して支払った受講費、教科書代及び教材費（受講に必要なソフトウェア等の補助教材費を含む。）をいう。次項において同じ。）

(3) 前2号に掲げる費用に係る消費税

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる費用は、対象としない。

(1) 高卒認定試験の受験料

(2) 受講に必ずしも必要とされない補助教材費

(3) 講座の補講費

(4) 受講施設が実施する各種行事参加に係る費用

(5) 学債等将来受講者に対して現金還付が予定されている費用

(6) 受講のための交通費

(7) 前項に掲げる費用について、クレジットカードの利用等クレジットカード会社を介して支払う契約を行う場合における、クレジットカード会社に対する分割払手数料

(8) 訓練給付金の支給を受けようとする者が、支給申請時点で受講施設に対して未納となっている入学料又は受講料

（対象講座の指定の申請）

第6条 給付金の支給を受けようとする対象者は、自らが受講しようとする講座について、大和市

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定申請書（以下「受講対象講座指定申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して市長に提出し、受講開始日（受講する講座の所定開校日（通信制（通信制に準じるものを含む。）の場合は受講申込後初めて講座実施事業者が教材の発送を行った日）とし、受講施設の長が証明する日をいう。）前に対象講座の指定を受けなければならない。ただし、本市が保有する公簿等により確認できる場合は、書類の添付を省略させることができる。

- (1) 当該対象者及びその児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し
- (2) 児童扶養手当証書の写し（当該対象者が児童扶養手当受給者の場合に限る。以下同じ。）
- (3) 当該対象者の前年（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年。以下同じ。）の所得の額並びに所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する扶養親族等、老人控除対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（受講対象講座指定申請書の提出時に満19歳未満の者に限る。）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額等についての市町村長の証明書を含む。以下同じ。）

（受給要件の審査）

第7条 市長は、受講対象講座指定申請書の提出があったときは、その内容を審査し、速やかに対象講座指定の可否を決定し、対象講座の指定を行った場合には、大和市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定通知書（以下「受講対象講座指定通知書」という。）により、その旨を申請した対象者に通知する。

（受講修了給付金の支給等）

第8条 受講修了時給付金の支給を受けようとする対象者は、受講修了日（受講施設の長がその施設の修了認定基準に基づいて受講者の受講修了を証明する日をいう。）から起算して30日以内に、市長に大和市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給申請書（以下「支給申請書」という。）を提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合は、この限りではない。

2 支給申請書には次の書類を添付しなければならない。ただし、本市の保有する公簿等によって確認することができる場合又は第3号に掲げる書類によって証明すべき所得に第6条の規定による申請時から変更がない場合は、これを省略させることができる。

- (1) 当該対象者及びその児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し
- (2) 児童扶養手当証書の写し

(3) 当該対象者の前年の所得の額並びに所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する扶養親族等、老人控除対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書

(4) 受講対象講座指定通知書

(5) 受講施設の長がその施設の修了認定基準に基づいて、受講者の受講した講座（科目）の全ての修了を認定する受講修了証明書

(6) 受講施設の長が、受講者本人が支払った費用について発行した領収書（受講者がクレジットカードの利用等クレジット会社を介して支払う契約を行った場合は、クレジット契約証明書（クレジット伝票の受講者用控に受講施設が必要事項を付記したものを含む。））

3 市長は、支給申請書の提出があったときは、その内容を審査し、速やかに支給の可否を決定し、大和市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給決定通知書（以下「支給決定通知書」という。）により、申請した対象者に通知しなければならない。

（合格時給付金の支給等）

第9条 合格時給付金の支給を受けようとする対象者は、文部科学省が発行した合格証書に記載されている日付から起算して40日以内に、市長に支給申請書を提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合は、この限りではない。

2 支給申請書には次の書類を添付しなければならない。ただし、本市が保有する公簿等によって確認することができる場合又は第3号に掲げる書類によって証明すべき所得に第6条の規定による申請時から変更がない場合は、これを省略させることができる。

(1) 当該対象者及びその児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し

(2) 児童扶養手当証書の写し

(3) 当該対象者の前年の所得の額並びに所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する扶養親族等、老人控除対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書

(4) 受講対象講座指定通知書

(5) 文部科学省が発行する合格証書の写し

3 市長は、支給申請書の提出があったときは、その内容を審査し、速やかに支給の可否を決定し、支給決定通知書により、申請者に通知しなければならない。

（周知、広報等）

第10条 市長は、必要に応じて、この事業についての周知及び広報を行い、必要な情報提供を行うとともに、大和市母子・父子自立支援員設置規則（平成23年大和市規則第1号）に基づき設

置される大和市母子・父子自立支援員等と密接な連携を図りながら、必要に応じて受講勧奨を行う等、ひとり親家庭の親の就業を支援するものとする。

(受講施設との連携)

第11条 市長は、受講施設が必要な情報を、当該受講施設に対して積極的に提供するものとする。

(様式)

第12条 この要綱で使用する様式は、別表のとおりとし、その内容は別に定める。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公表の日から施行する。

(経過措置)

2 平成27年4月1日以降に高卒認定試験の対策講座の受講を開始し、この要綱の施行の際現に継続して受講している者が対象者に該当することとなった場合は、平成28年3月31日までの間に限り、第6条の規定にかかわらず、同条に規定する書類を提出することにより対象講座の指定の申請をすることができる。

別表（第 1 2 条関係）

| 様式番号 | 様式の名称 | 関係条文 |
|---------|--|-------------------|
| 第 1 号様式 | 大和市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 受講対象講座指定申請書 | 第 6 条及び第 7 条 |
| 第 2 号様式 | 大和市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 受講対象講座指定通知書 | 第 7 条から第 9 条まで |
| 第 3 号様式 | 大和市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 給付金支給申請書 | 第 8 条及び第 9 条 |
| 第 4 号様式 | 大和市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 給付金支給決定通知書 | 第 8 条及び第 9 条 |